

# JIS

## 自動車部品－非鉱油系液圧ブレーキ ホイールシリンダのゴムブーツ

JIS D 2608 : 2012

(JAPIA/JSA)

平成 24 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 徹 雄	東京都市大学
(委員)	荒 井 宏 昭	一般社団法人日本自動車部品工業会
	石 丸 尋 士	公益社団法人自動車技術会
	伊 藤 勝 利	社団法人全日本トラック協会
	井 上 貴 由	トヨタ自動車株式会社
	上 野 潮	自動車基準認証国際化研究センター
	大 川 善 朗	日本自動車輸入組合
	尾 崎 晴 男	東洋大学
	白 石 修 士	株式会社本田技術研究所
	関 口 久 男	社団法人日本自動車整備振興会連合会
	立 山 徳 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 谷 敏	一般社団法人日本自動車連盟
	藤 井 健	財団法人日本自動車研究所
	古 谷 博 秀	独立行政法人産業技術総合研究所
	別 所 芳 行	日産自動車株式会社
	和 辻 健 二	国土交通省

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：平成 24.2.20

官 報 公 示：平成 24.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本自動車部品工業会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-16-15 TEL 03-3445-4211)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：自動車技術専門委員会 (委員長 榎 徹雄)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	2
5.1 外観	2
5.2 性能	2
6 材料の特性	4
7 性能試験方法	4
7.1 常態試験（参考）	4
7.2 老化性試験	5
7.3 耐液性試験	6
7.4 作動耐久性試験	7
7.5 低温作動性試験	8
7.6 永久伸び性試験	8
7.7 耐オゾン性試験	9
8 材料試験方法	9
8.1 常態試験	9
8.2 老化性試験	10
8.3 圧縮永久ひずみ試験	11
8.4 耐液性試験	11
8.5 低温曲げ性試験	13
8.6 耐オゾン性試験	13
9 保管	14
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	22

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本自動車部品工業会（JAPIA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 2608:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 自動車部品－非鉱油系液圧ブレーキ ホイールシリンダのゴムブーツ

Automotive parts—Rubber boots for hydraulic brake  
wheel cylinders using a non-petroleum base hydraulic brake fluid

## 序文

この規格は、2005年に第2版として発行されたISO 4927及びISO 6117を基に、我が国の実情に合わせ技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、自動車で非鉱油系ブレーキ液を使用するドラムブレーキ用ホイールシリンダの端部に組み付けられ、異物、水などがシリンダ内部へ侵入するのを防止するゴムブーツ（以下、ブーツという。）について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4927:2005, Road vehicles—Elastomeric boots for cylinders for drum type hydraulic brake wheel cylinders using a non-petroleum base hydraulic brake fluid (Service temperature 120 °C max.)

ISO 6117:2005, Road vehicles—Elastomeric boots for drum-type, hydraulic brake wheel cylinders using a non-petroleum base hydraulic brake fluid (service temperature 100 °C max.) (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS D 0107** 自動車—ブレーキ用語—部品

**JIS D 2605** 自動車部品—非鉱油系液圧ブレーキシリンダのゴムカップ

**注記** 対応国際規格：ISO 4928:1980, Road vehicles—Elastomeric cups and seals for cylinders for hydraulic braking systems using a non-petroleum base hydraulic brake fluid (Service temperature 120 degrees C max.) (MOD)

**JIS K 2233** 自動車用非鉱油系ブレーキ液

**注記** 対応国際規格：ISO 4925:2005, Road vehicles—Specification of non-petroleum-base brake fluids